

8月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和5年8月16日(水)
- 2 会場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
山竹葉子 委員(職務代理者)
河江富男 委員
増田紀子 委員
増田徹哉 委員
- 5 会議出席者 増井太郎 教育部長
池谷功武 学校福祉部長
嶋美津子 教育総務課長
寺尾正幸 学校教育課長
中野直幸 教育センター所長
関裕介 学校給食課長
小池善栄 図書課長
荒井健 子ども支援課長
青島庸行 家庭支援課長
河守邦人 スポーツ課長
山梨のぞみ 子ども支援課総務担当主幹
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当係長兼庶務担当係長
- 6 議事 別紙のとおり

<p>羽田教育長</p>	<p>【午後 3 時 30 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、8月の定例教育委員会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日の議事録署名人は「増田紀子委員」と「河江委員」となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず、議案として議第 10 号「焼津市立学校屋内運動場等の開放に関する要綱の一部改正」について、スポーツ課長から説明をお願いします。</p>
<p>河守スポーツ課長</p>	<p>スポーツ課長の河守です。</p> <p>それでは、議第 10 号について、御説明させていただきます。</p> <p>議案資料の 1 ページを御覧ください。</p> <p>焼津市立学校屋内運動場等の開放に関する要綱中、第 4 条関係の別表屋外運動場等の開放期間を見直し、冬季まで利用できるように延長しようとするものであります。</p> <p>今まで屋内施設に限定されておりました冬季の施設利用を、屋外施設も対象とすることとし、屋外施設利用者と屋内施設利用者のサービス格差を解消し、利用希望に対応できるよう要綱の改正を行います。</p> <p>要綱の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。</p> <p>議案資料の 4 ページ目を御覧ください。左側が旧要綱、右側が新要綱となります。4 ページ目下段になります屋外運動場 13 校のうち、既に冬季期間の開放をしています大井川中学校以外の小中学校 12 校の開放を、現在の「4 月 1 日から 11 月 30 日」から「1 月 4 日から 12 月 27 日」に変更することといたします。</p> <p>なお、この施行につきましては、告示の公示の日からといたします。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>また、議第 10 号につきまして、事前に御質問をいただいておりますので回答いたします。山竹委員の御質問に対する回答であります。</p> <p>「焼津市立学校屋内運動場等の開放に関する要綱の一部改正について、屋内運動場は市内の全小中学校 22 校が対象となっておりますが、屋外運動場は 13 の小中学校です。開放する・しないに関しての基準があるのでしょうか。」という御質問に対する回答となります。</p> <p>焼津市立学校屋内運動場等の開放に関する要綱第 4 条では、開放時間は午後 7 時から午後 9 時までと定められており、開放するためには照明設備が必要となります。屋外運動場につきましては、照明設備が設置されている学校のみ開放しておりますので、対象となる 13 校が今回の要綱改正の</p>

	対象施設となります。御質問に対する回答は以上です。
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。御意見・御質問はありますか。</p>
委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	<p>それでは、お諮りします。議第 10 号 焼津市立学校屋内運動場等の開放に関する要綱の一部改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	(異議なし)
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>なお、スポーツ課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。</p> <p>次に、議第 11 号 焼津市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、学校教育課長から説明をお願いします。</p>
寺尾学校教育課長	<p>議第 11 号 焼津市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について説明させていただきます。</p> <p>これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、焼津市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものです。</p> <p>初めに、規則の制定の経緯と趣旨について説明させていただきます。議案 6 ページを御覧ください。</p> <p>平成 31 年 1 月に文部科学省より出された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受け、本市教育委員会では、令和 3 年 4 月に「焼津市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しました。</p> <p>これは、教職員がその職責を遂行するために、心身ともに健康で、働きやすい環境を整えていくことや、授業や授業準備、児童生徒と向き合う時間などが確保されるよう業務改革に取り組んでいくことを趣旨として策定されたものであります。</p> <p>その上限方針のもと、これまで本市教育委員会と学校で業務改善を行ってまいりました。</p> <p>そして、令和 5 年 2 月には、文部科学省より教育委員会において策定した上限方針を、条例や規則等に令和 5 年度中に反映するよう通知が出され</p>

ました。現在、県内の多くの自治体におきまして、教育委員会規則等への整備が行われている状況であります。本市教育委員会も他の自治体同様、現在の上限方針を教育委員会規則に定める運びとなりました。

次に、規則の内容について説明させていただきます。7ページを御覧ください。

内容としましては、時間外勤務は原則1か月について45時間以内、1年について360時間以内、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情によって、勤務せざるを得ない場合は特例として、1か月100時間未満、1年について720時間以内、そして、その場合、直前の1か月から5か月を加えた時間外勤務月平均時間が80時間以内、また、1か月あたり45時間を超える月数は年間6か月以下としております。これらの内容については、現在の方針から変更はありません。

本日の定例教育委員会にて議決されましたら、速やかに公布し、来年度の4月1日より施行をする予定であります。

この件につきまして、事前に山竹委員から御質問をいただいております。当日配布資料「事前質問」の2ページを御覧ください。

「焼津市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインに従ったものと思いますが、肝心なのはその実効性だと思います。

労働時間をどのように確認するのか、いろいろ検討されているものと思われませんが、現時点ではどのような方法で行う予定でしょうか。」という御質問についての回答です。

本市では、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針（ガイドライン）」を策定した令和3年度から、教職員が極力簡単に勤務時間（在校等時間）を記録できるようなシステムを作成し、確実な在校時間の把握を行っております。

具体的には、職員室等に勤務時間把握用のパソコンを設置し、出勤時と退勤時に、パソコンの2つのキーを同時に押すだけで時間が記録されるようになっております。集計も自動で行われ、各校から月に1度、教育委員会に集計結果を提出することで、焼津市内全ての教職員の勤務時間を把握しております。

この方法により、教職員の働き方改革や労働時間への意識も高まっておりますので、今後も、これまでの方法で確認をまいります。

以上、説明を終わります。ご協議の程よろしく申し上げます。

羽田教育長

説明が終わりました。

御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。

山竹委員	勤務時間イコール在校時間、在校時間イコール勤務時間というような把握になるのでしょうか。
寺尾学校教育課長	学校の業務に直接関わりはありませんが、教員として、自分の力を磨くような時間も取っている可能性がありますので、その時間については、直接時間を入力することで、その分を除いた時間で集計されるようになっていきます。
羽田教育長	その他、何かありますか。
委員全員	(質疑無し)
羽田教育長	<p>6月の市議会定例会でも質問がありましたが、昨年度、1か月の平均残業時間が45時間を超えている割合が、全国平均65%に対し、焼津市で30%、中学校では、全国平均が77%に対し、焼津市で59%ということで、まだ減らす必要はありますが、全国に比べると働き方改革は進んでいるのではないかという状況です。</p> <p>それでは、議第11号について、お諮りします。焼津市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	(異議なし)
羽田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、承認いたします。</p> <p>次に、議第12号 焼津市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、引き続き、学校教育課長から説明をお願いします。</p>
寺尾学校教育課長	<p>議第12号の焼津市立小学校及び中学校の通学区域の変更について説明いたします。</p> <p>昨年8月4日の第一回学区審議会において諮問し、ご協議いただき、本年度の審議会において、答申いただいた焼津市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則第6条第1項第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。</p> <p>これは、焼津市南部土地区画整理事業換地処分に伴い、施行区域内の通学区域を現状の区画に合わせて見直し、変更しようとするものであります。</p>

それでは、議案 10 ページをご覧ください。

まず、「1 学区改正の内容について」のうち、(1) 学区見直しの基本方針です。

焼津市南部土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、小学校は小川小、港小、黒石小、大富小の4つの学校の地区の一部を、中学校は小川中、港中、大富中の3つの学校の地区の一部を変更するものです。

議案の 14 ページを御覧ください。こちらは、南部区画整理区域内の現行の学区境を赤の実線で、そして点線で新しい学区境を地図の街区図に示した図面になります。

小学校・中学校の児童生徒数及び学級数の現状や推移を勘案し、通学区域を大幅に変更する必要がないため、現行の学区の境界と近い道路・水路を変更後の境界とし、学区が変更となる地域を最小限となるように境界を定めた案としています。

13 ページは、新しい学区を色分けした図面になります。

施行日は、換地処分があった旨の公告があった日の翌日で、現時点では、令和 6 年 7 月 13 日となる予定です。

11 ページと 12 ページは、換地処分後の新住所による一覧表で、小学校が 11 ページ、中学校が 12 ページになります。

赤字が変更箇所になります。

次に、通学区域の変更に伴い配慮する事項について説明します。もう一度、10 ページをお願いします。

1 つ目は、基準日に在籍している児童生徒についてです。

今回の改正で学区が変更されても、中学校を卒業するまで従前と同じ学区の小学校・中学校に通学することができるものです。

2 つ目は、まだ、小学校へ入学をしていない子供についてです。

今回の改正により学区が変更される地区において、基準日までに生まれ、同じ場所に居住する子どもについては、希望により変更前の学区に通学することができるとするものです。

3 つ目は、令和 7 年度以降に入学する新 1 年生についてです。

兄・姉が①及び②の要件により変更前の小学校及び中学校に在籍している場合には、希望により兄・姉と同じ小学校・中学校に中学校卒業まで通学することができるとするものです。また、この要件に該当する児童生徒の弟・妹についても同じとします。

4 つ目は、これまでも対応させていただいていますが、当該区画整理事業により、境界(学区境)を跨いで同区画整理事業内に移転した児童生徒、または、その弟・妹については、中学校卒業まで従前と同じ学区の小学校・中学校に通学することができる、とするものです。

5 つ目は、ただ今説明をしました 1 つ目から 4 つ目まで以外に配慮する

	<p>事項が発生した場合は、市教育委員会で協議し、教育長が決定できるとするものです。説明は以上となります。御協議の程よろしくお願ひいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明ありがとうございました。 御意見・御質問はありますか。</p>
増田紀子委員	<p>十分検討されたうえでの学区編成であると思ひますし、配慮事項も丁寧に考えられていると思ひます。あとは、自治会の区分けと学区が異なっていたりすると混乱する場合がありますので、そのあたりも含めて丁寧な対応が必要になってくると思ひます。</p>
寺尾学校教育課長	<p>先日行われました学区審議会でも同様の御意見をいただきましたので、配慮事項等に則って丁寧な対応をしてまいりたいと思ひます。</p>
羽田教育長	<p>その他、何かありますか</p>
委員全員	<p>(質疑無し)</p>
羽田教育長	<p>それでは、議第 12 号について、お諮りします。焼津市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。 次に、報告事項の 1 番 いじめ問題への対応について、子ども支援課長より報告をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>それでは、報告事項 1 の「いじめ問題への対応」について報告いたします。当日配布資料の 1 ページをお願いします。 まず、7 月の小学校の状況であります。新たな「いじめ」の認知件数は 14 件であり、6 月よりも増加しましたが、昨年度よりは減少しました。14 件の内容は、「悪口を言われたことに腹を立てて暴力をふるう。」「変なあだ名で呼ばれる。」「一緒に帰れなかったことに腹を立てて、ネットで悪口を書く。」などがありました。いずれも、学校で適切に指導し、見守りを続けております。 また、右下(4)現在の状況を御覧いただきたいのですが、いじめ解消</p>

	<p>の要件が、①少なくとも3か月間はいじめに係る行為が止んでいる、②いじめを受けた子どもが心身に苦痛を感じていない、の2つを満たすこととされており、これまで、①解消欄に件数の記載がありませんでしたが、今申し上げた要件を満たす事案があることから、4月の認知件数8件のうち、6件は解消となっております。</p> <p>次に、2ページをお願いします。</p> <p>中学校の新たな「いじめ」の認知件数は8件でありました。6月よりも減少、昨年度と比較しても減少しております。</p> <p>内容は、水をかけたり殴ったりしたり、足をひっかけて暴言を吐いたり、嫌がらせをしたりするなどがありました。こちらも、学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。</p> <p>また、右下（4）現在の状況では、4月の認知件数3件のうち、1件は解消となっております。</p> <p>次に、当日配布資料にはありませんが、3件のいじめ重大事態の被害生徒の様子についてご報告させていただきます。</p> <p>まず、中学3年生の生徒Aさんになりますが、家庭・学校・本課と定期的に話し合いを行い、本人にとってよりよい進路を考えるために学校説明会に参加したり、オンライン授業を計画したりしております。</p> <p>2件目、中学2年生の生徒Bさんですが、7月は体調を崩して休む日もありましたが、安定して登校することができています。</p> <p>3件目、こちらも中学2年生の生徒Cさんです。7月も安定して焼津チャレンジに通っております。学校も焼津チャレンジと連携して、本人の様子を見守っております。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>御意見・御質問はありますか。</p>
委員全員	<p>(質疑無し)</p>
羽田教育長	<p>次に、報告事項の2番 最近の小中学校の状況について、引き続き、子ども支援課長から報告をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>最近の小中学生の状況について「7月の生徒指導関係」ではありますが、まず、不登校については、小学生は64人、中学生は145人で、小学校・中学校ともに昨年度よりも増加しております。</p> <p>現在、夏季休業期間中ではありますが、各学校では配慮を要する児童生徒に対して、家庭訪問や学校での面談などでつながりを保ち、休業明けに円滑なスタートが切れるように支援を行っています。</p>

	<p>次に、問題行動でありますが、小学校は 26 件、中学校は 28 件の報告がありました。先月とは逆になり、小学校で増加、中学校で減少しました。</p> <p>小学校では、生徒間暴力が 11 件、授業放棄が 5 件などでした。</p> <p>中学校では、生徒間暴力が 6 件、その他粗暴が 4 件、器物破損が 3 件などでありました。</p> <p>次に、交通事故については、小学生で 6 件ありました。中学生で 1 件ありました。</p> <p>自転車と自動車の接触事故が 4 件で、このうち 2 件はヘルメットをかぶっていませんでした。歩行者と自動車の接触事故が 1 件、自転車単独事故が 1 件、自動車同乗における事故が 1 件でした。夏休み明けに再度、交通安全の指導、特に自転車に乗る際のヘルメット着用を注意喚起するよう各校に働きかけてまいります。</p> <p>最後に不審者についてであります。7 月は報告がありませんでした。報告は以上です。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>御意見・御質問はありますか。</p>
	<p>説明の中にありましたが、長期休業明けなどの子供たちは特に心配であるため、各学校において子どもたちの様子を注意深く見ていただいて、ご指導していただきたいと思っております。</p>
	<p>その他、御意見・御質問はありますか。</p>
委員全員	<p>(質疑無し)</p>
羽田教育長	<p>次に、学校教育課長から最近の小中学校の状況について報告をお願いします。</p>
寺尾学校教育課長	<p>当日配布資料の報告事項 4 ページを御覧ください。</p> <p>前回の定例教育委員会で、夏季休業の開始についてお知らせしましたが、その時も以前に比べて開始の日が、各校同じ日ではなく異なっているという状況をお知らせしたわけですが、今回、学校の登校開始日についても同様に、このように異なったかたちでの報告となっております。</p> <p>但し、夏季休業日数については、概ねどの小中学校も、34, 35 日前後の夏季休業となっております。</p> <p>「2 学校行事等について」ですが、これからの時期は、体育大会や文化発表会が中学校で行われていきます。焼津南小学校は、小学校ですが、</p>

	<p>10月にスポーツの集いを行うという事を聞いています。</p> <p>また、小学校が主になりますが、修学旅行について、9月下旬から11月初旬にかけて多くの小学校で計画されています。</p> <p>そして、4,5年生の宿泊訓練ですが、4年生は、市内にある青少年の家、5年生は、朝霧での宿泊訓練があります。</p> <p>なお、以前は、5年生は2泊3日が多かったですが、最近は、1泊2日に短縮されている学校が多いです。</p> <p>最後になりますが、10月、11月で市教委による学校訪問が計画されています。報告は以上です。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
委員全員	(質疑無し)
羽田教育長	次に、報告事項の3番 蔵書点検に伴う休館について、図書課長から報告をお願いします。
小池図書課長	<p>蔵書、資料等の点検、修理などのため9月25日(月)から10月3日(火)までの期間、大井川図書館を休館します。</p> <p>この期間中に資料等の返却期限が来ないように設定しておりますが、資料を返却する際は、CDなどの視聴覚資料や他市の図書館から借りた資料などを除き、資料返却用のブックポストを利用させていただきます。</p> <p>なお、焼津図書館及び8公民館の図書室については、蔵書点検を5月に終了しており、当該期間中は通常どおり開館しております。報告は以上です。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
委員全員	(質疑無し)
羽田教育長	<p>以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。</p> <p>全体を通しまして、委員からご発言がありましたらお願いします。</p>
委員全員	(質疑無し)

羽田教育長	<p>それでは、次回の開催予定ではありますが、次回は、9月27日（水）午後2時30分から、場所は、本庁舎7階 会議室7Aで行います。</p> <p>以上をもちまして、8月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">【午後4時閉会】</p>
-------	---